

NPO法人やどかりサポート鹿児島島の活動のご紹介

「当事者主体の居住支援」を中心に
～中高年の孤立・孤独対策としての「役割」について～



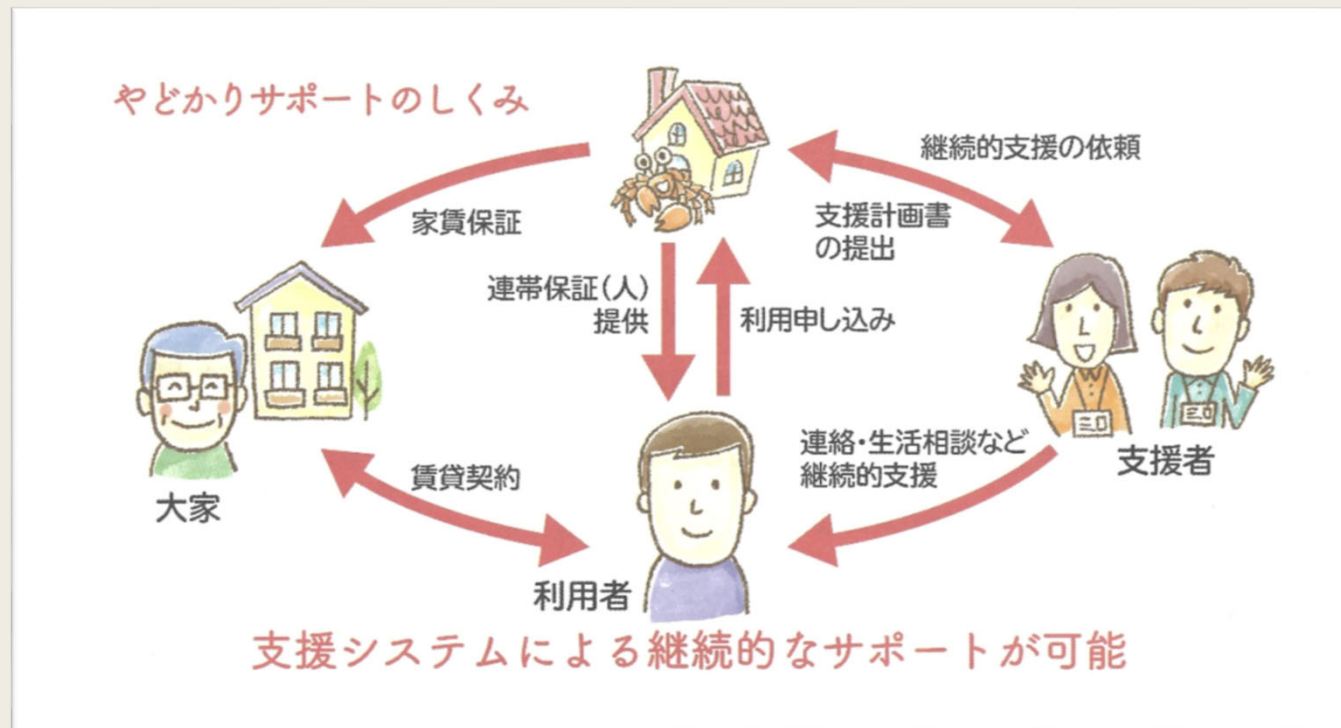
令和3年(2021年)10月15日
第8回孤独・孤立に関するフォーラム

NPO法人やどかりサポート鹿児島島
理事長 芝田 淳

地域ふくし連帯保証

～地域福祉の担い手による支援と連携して住居の保証を提供するしくみ～

- やどかりの連帯保証提供システムの最大の特徴は『支援者』を配置することにあります
- 地域で福祉に携わっている方々に『支援者』となっていただき、利用者の見守りや継続的支援を行ってもらうことで、やどかりが『連帯保証』の提供を行います
- これを、
地域ふくし連携型
連帯保証提供事業
(地域ふくし連帯保証)
と呼んでいます



「当事者主体の居住支援」 ～互助する暮らし方の提案・当事者自身が行う居住支援～

「やどかりハウス」という 「暮らし方」

「やどかりハウス」とは
『互助をする暮らし方』の事です。
やどかりは、
互いに助け合う暮らしを提案します。

やどかり？

NPO法人やどかりサポート鹿児島
の事です。やどかりでは、住宅の
連帯保証をしています。

ごしょ 互助？

お互いに助け合うこと。

NPO 法人やどかりサポート 鹿児島 〒890-0056 鹿児島市下荒田4丁目11-1のびビル下荒田201号
TEL. 099(800)4842 FAX. 099(800)4845 URL: <https://npo-yadokari.jp>

私たちは、身寄りがない・身寄りが少ないもの
同士が互いに助け合って暮らす、**仲間**です。

何をしているの？

いつでも
見学に
来て
ください！

働きながら
参加してる
人もいます

- イベント企画・開催→ これまで、季節に合わせて「雑煮会」「お花見」「花火を見る会」を企画し、開催してきました。
- お部屋のお掃除→ 足腰が痛くて片づけが出来ない仲間のお部屋の掃除をして、助け合うこともあります。
- 入院の時の支援→ 入院の時の荷物の持ち運び、お見舞い。手術時の身の周りのお世話。退院時のお迎えを仲間同士で行っています。一番うれしかったのは心配してくれる人がいたことだと言った方もいました。
- 買い物の手伝い→ 足をケガして外出できない仲間の買い物を手伝ったりもしています。

週に1回やどかりサロンにてイベントを行います。参加は自由です。

※会費はありません(イベントによっては参加費が必要です) ※イベントへの参加や活動は強制されるものではありません。

2019年企画スタート当時は「やどかりハウス」という名称で実施していました。
現在は「やどかりライフ」という名称に変更しています。

「当事者主体の居住支援」～やどかりライフ～で起きていること ～互助する暮らし方が孤立した当事者を変える，なかまを変える～

- 70代男性，認知症の疑い，アルコール依存症。
これまでいた施設を飛び出し，やどかり利用で入居。
認知症のため，諸手続きが自分でできるか疑問があった。
同じマンションに住む住民が，市役所同行，銀行同行，通帳の作成を行うことができた。
- 60代男性，15年以上ホームレス生活をしていた。
ついに生活保護申請を行い，やどかり利用で入居。
スマホどころか携帯電話さえ知らない。身分証明書を何一つ持っていない。
同じマンションに住む住民が，マイナンバーカードの作成の手伝いを行い，携帯ショップに同行して，
スマホを持つことができた。スマホの使い方も教えている。
(ワクチン接種の申込みも，同じマンションに住む住民のスマホで行った。)
- 40代男性，痛風，生活困窮のため数年間治療を放置していた。
ホームレス状態に陥り，生活保護申請を行い，やどかり利用で入居。
治療を始めたところ，発作のため歩けなくなった。→しかし，何の制度もない。
同じマンションに住む住民が，買物支援を行った。
- なかまの一人ががんの手術のために入院
みんなが代わる代わるお見舞い，術前説明に同席，手術の立会い
退院の時には，4人で迎えに行って，家まで連れ帰り，ウーロン茶で乾杯

当事者
主体の
居住支援

鹿児島ゆくさの会 ～『身寄り』のない当事者の互助会～

2020年1月のサロンの様子



2019年サマーナイト花火大会

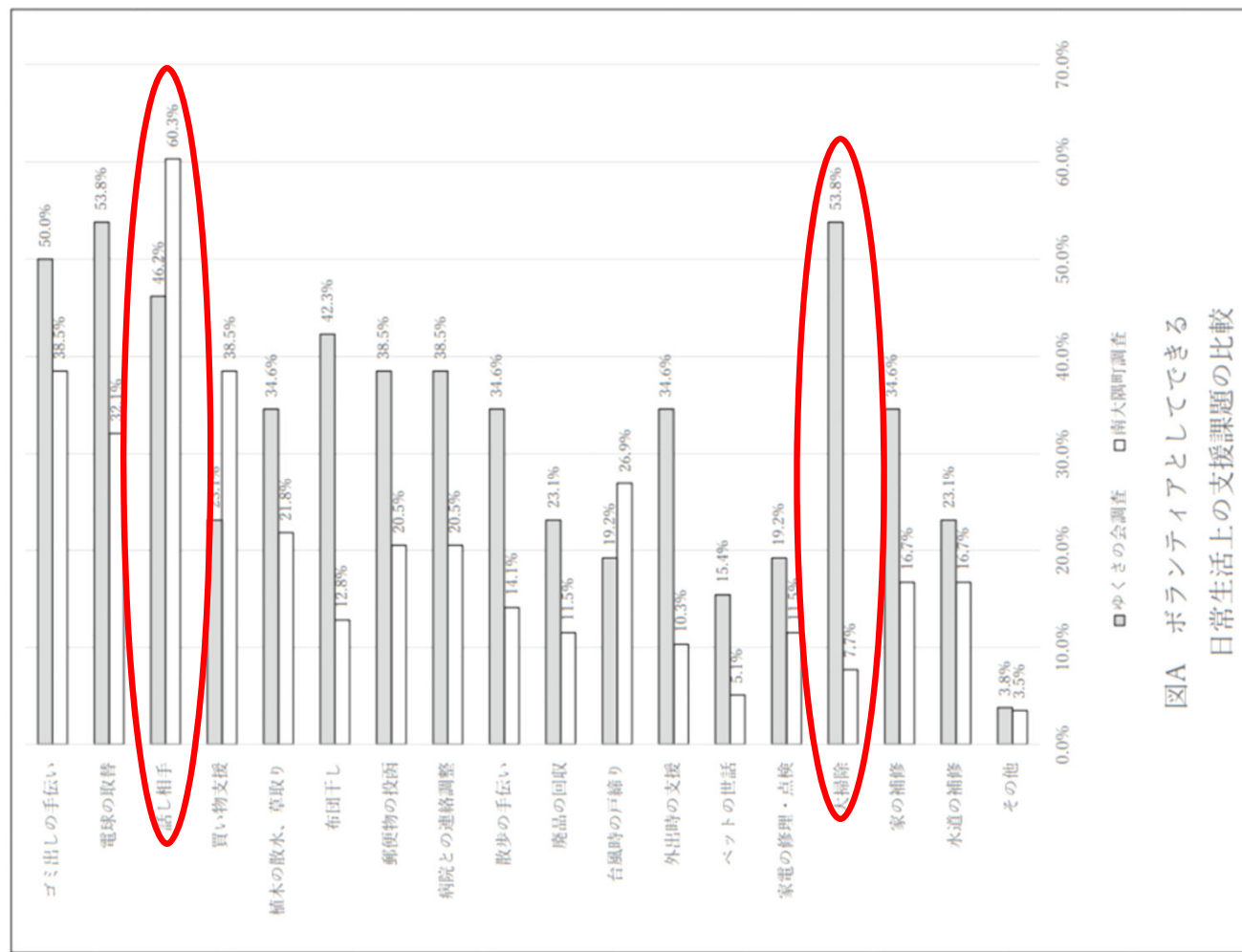


2021年7月の「ゆくさん家」の様子





大掃除をボランティアとしてやってもいいと答える人が53%もいる それが「鹿児島ゆくさの会」



(注1) 南大隈町の住民調査結果は、鹿児島国際大学附属地域総合研究所 (2016)『南大隈町地域福祉計画策定のための住民アンケート調査』を参照している。

(注2) 比較対象として設定している南大隈町住民調査結果は、ゆくさの会の会員の属性(家族形態:ひとり暮らし世帯、年齢層:50歳~77歳)に合わせて抽出したものである。

「ボランティアとしてできること」をアンケートしたもの

ある地域では
「話し相手」60.3%
「大掃除」7.7%
でした

鹿児島ゆくさの会では
「話し相手」46.2%
「大掃除」53.8%
でした

シャイなおっちゃんたちは
「オレになにか頼むんだったら
大掃除くらいいたいへんなことに
しろ!!」
って思っているんじゃないかな
＼(^o^)/

孤独・孤立対策において共通のそして最大の課題 「家族」
 ～家族による支援・地域による支援・社会による支援の並列化・役割分担～

現状

目指すべき地域・社会

家族は「積みすぎた箱舟」

家族による支援・地域による支援・社会による支援の並列化
 家族だけに頼らず，地域・社会と役割分担

連帯保証・身元引受・身元保証を家族に頼る
 家族に「丸かかえ」を求める社会

様々な主体の「できること」をよせあつめ
 地域福祉が保証機能を提供
 （cf.地域ふくし連帯保証）

支援を要する親族には「関わらない方が得」な社会
 （関われば，社会から「丸かかえ」を要求される）

家族のみに依存するのではなく，家族が「できること」
 をしてもらい，地域や社会と役割分担

「同じ集落だから」「同僚だから」「クラスメイトだから」
 「家族だから」以外にもいろいろとあった「○○だから」
 がなくなっている

もういちど「○○だから」を取り戻す
 「なかまだから」（cf.鹿児島ゆくさの会）
 「同じマンションだから」（cf.当事者主体の居住支援）

中高年の孤独・孤立対策におけるポイントは「役割」 ～つながる・なかま・たのむ・たのまれる～

- 家族は、「自分を支えてくれるもの」であると同時に「自分が支えるべきもの」
- 『身寄り』がない，家族がいないということは，「支えてくれるひと」がいないのと同時に「役割」の喪失である
- 家族がいると自然と「役割」がうまれる
看病，介護，お手伝い・・・
「ちょっと，そのしょうゆ取って」
- 特に，中高年にとっては，家族は「自分が支えるべきもの」
 - 「支えるべきもの」がない，「役割」がない，自信がなくなる，自尊感情が下がる
 - 自分が大切なものと思えない
 - 相談されない，だから相談できない（相談につながりにくい）
- 「なかま」を作る
 - 「支えるべきもの」ができる，「役割」ができる
 - 自信が生まれる，自尊感情が生まれる
 - たのまれる，だからたのむことができる
 - 相談される，だから相談することができる



(参考資料 1)
地域ふくし連帯保証
について

連帯保証問題の実態

世帯属性別入居制限の状況等

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由 (複数回答)		必要な居住支援策(複数回答) ●第1位 ◎第2位 ○第3位					
	制限している	条件付きで制限している	第1位 (%)	第2位 (%)	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	死亡時の残存家財処理	入居トラブルの相談対応
高齢単身世帯	7%	35%	孤独死などの不安(75%)	保証人がいない(39%)		○(43%)		◎(51%)	●(66%)	
高齢者のみ世帯	5%	31%	孤独死などの不安(37%)	保証人がいない(29%)		○(39%)		◎(44%)	●(47%)	
障がい者のいる世帯	2%	27%	衛生面や火災等の不安(36%)	近隣住民との協調性に不安(31%)	○(31%)	○(31%)		●(44%)		◎(38%)
ひとり親世帯	1%	13%	家賃の支払いに不安(39%)	保証会社の審査に通らない(33%)		●(42%)		◎(34%)		○(27%)
子育て世帯	1%	10%	保証会社の審査に通らない(40%)	家賃の支払いに不安(27%)	○(21%)	●(39%)		◎(27%)		◎(27%)
外国人世帯	12%	32%	異なる習慣や言語への不安(53%)	近隣住民との協調性に不安(49%)		○(37%)	◎(41%)			●(50%)
低額所得世帯	9%	27%	家賃の支払いに不安(54%)	保証人がいない(46%)		●(47%)				◎(32%)
ホームレス	36%	16%	家賃の支払いに不安(61%)	保証人がいない(56%)	○(26%)	●(39%)		◎(27%)		●(39%)
更生保護対象者	33%	14%	近隣住民との協調性に不安(56%)	家賃の支払いに不安(49%)	○(29%)	◎(36%)				●(47%)

➤ 鹿児島県内の不動産事業者に対して、民間賃貸住宅における入居制限等に関するアンケートを行ったもの

➤ 高齢単身世帯
高齢者のみ世帯
低額所得世帯
ホームレス

「保証人がいない」ことが入居制限の理由

➤ ひとり親世帯
子育て世帯

「保証会社の審査に通らない」ことが入居制限の理由

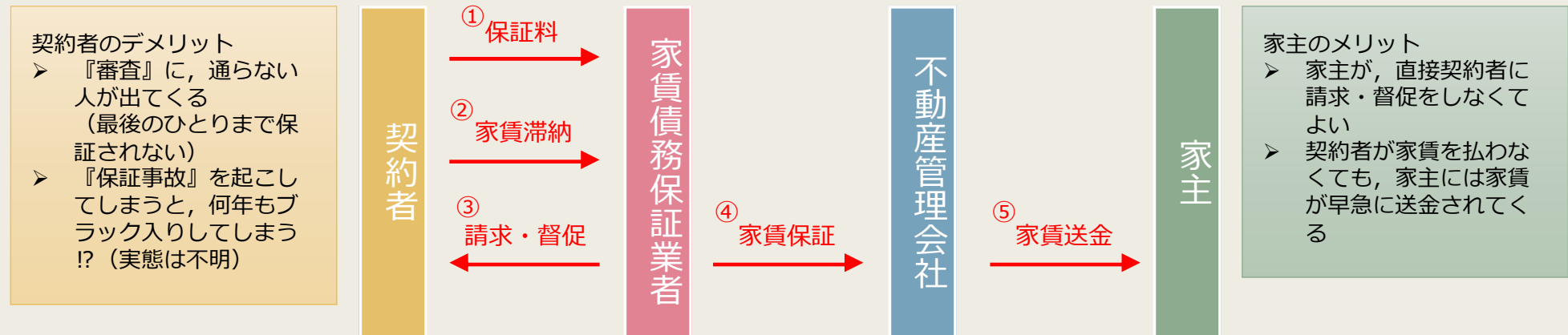
➤ 高齢単身世帯
高齢者のみ世帯
障がい者のいる世帯
ひとり親世帯
子育て世帯
外国人世帯
低額所得世帯
ホームレス
更生保護対象者

全ての項目において、「家賃債務保証の情報提供」が必要な居住支援策とされているのが上位3位。

『住宅確保要配慮者居住実態等追跡調査報告書』より
(p16, 第1章民間賃貸住宅における入居制限等に関するアンケート集計結果, 鹿児島県居住支援協議会, 令和3年1月)

保証会社の問題点

- 法律用語では『家賃債務保証業者』
(2017年に国土交通省より告示された『家賃債務保証業者登録規定』により登録を受けているものは『登録家賃債務保証業者』という)



- 現在の日本社会では、保証会社を利用するのが不動産事業者や家主の常識となっている →これは『保証会社に通らない人は排除される社会』を生じさせている
- ちなみに、鹿児島で利用されている保証会社の多くは
家賃債務保証業者 + 連帯保証人 あるいは 家賃債務保証業者 + 緊急連絡先
でなければ利用ができない。また、+ 緊急連絡先 である場合は保証料が割り増しとなる場合も。さらに、高齢者に対する保証会社の審査はハードルが上がる。

やどかりサポート鹿児島のこれまで

- 2007年（平成19年）設立
ホームレス生活者支援時の住宅確保の際に「連帯保証問題」がありました
長期入院精神障がい者の退院支援の際に「連帯保証問題」がありました
これら共通の課題を解決するために設立されました
- 鹿児島県内で、住宅確保要配慮者であって、連帯保証人の確保ができないために住居を借りることができない方々に対し、連帯保証を提供することを中心とした「居住支援」を行っています
- 2017年3月から『鹿児島県居住支援協議会』に参加しました
- 2017年12月、鹿児島県知事より県指定第一号の『居住支援法人』に指定されました
- 2017年度、厚生労働省社会福祉推進事業「生活困窮者、高齢者、障害者等に対する居住支援の現状と課題解決のあり方に関する調査研究事業」を実施しました
- 代表は、一般社団法人全国居住支援法人協議会の理事、一般社団法人居住支援全国ネットワークの代表理事を務めています

居住支援法人とは

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人の指定状況

- ・ 47都道府県362法人が指定（R3.1.29時点）

● 居住支援法人に指定される法人

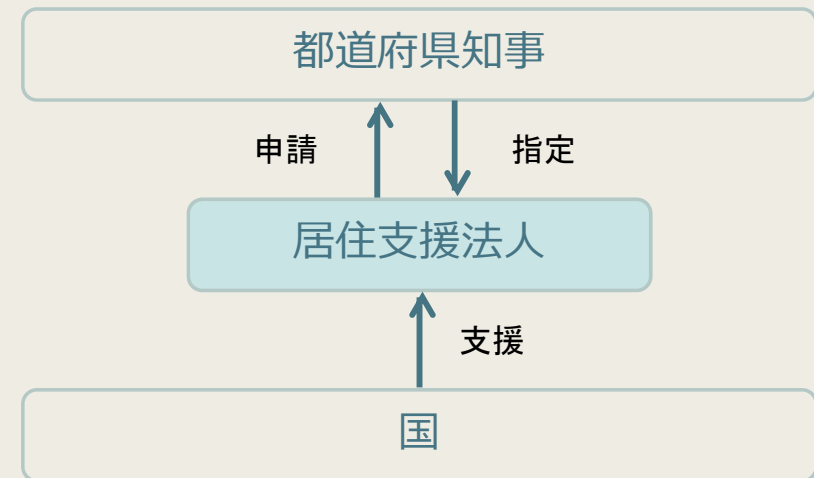
- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居相談への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



鹿児島県では

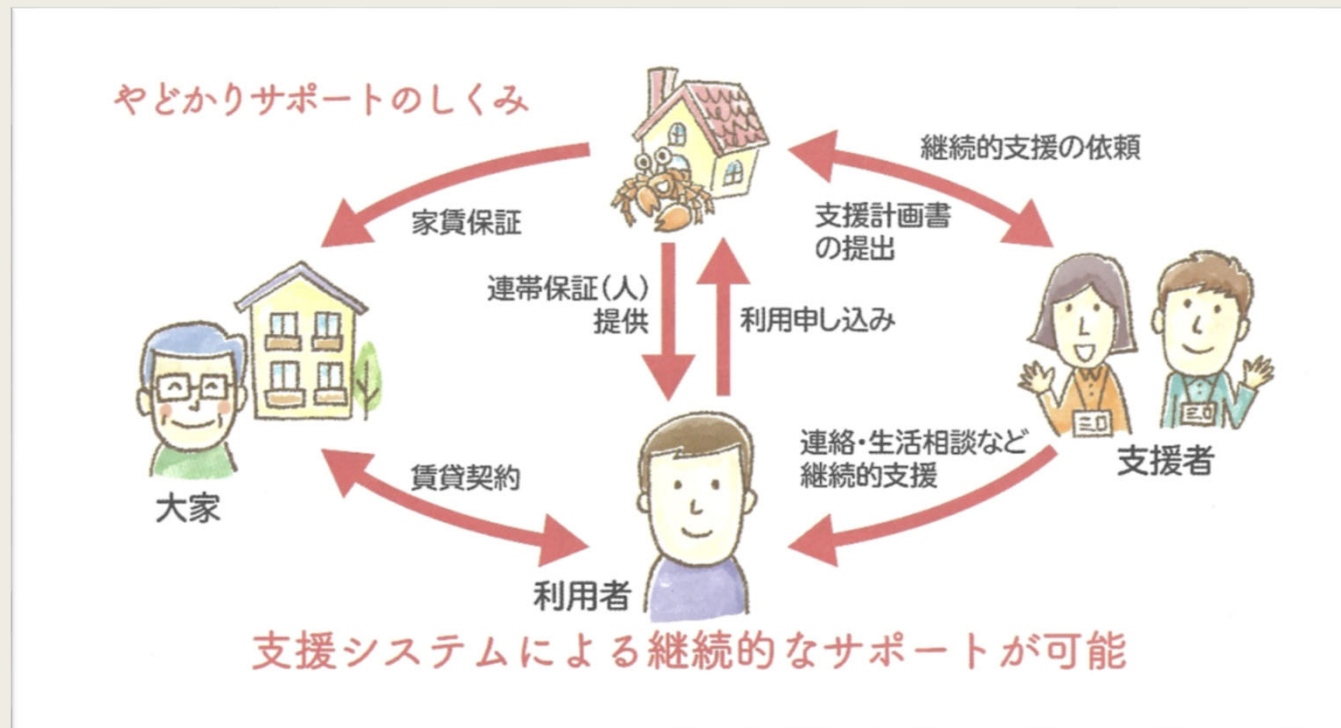
- ・ 平成29年12月27日にNPO法人やどかりサポート鹿児島が
- ・ 令和1年11月5日に社会福祉法人南恵会が
- ・ 令和3年3月23日に社会福祉法人たちばな会住まいサポートセンター霧島が

居住支援法人の指定を受けている

（令和3年3月末現在）

どのように連帯保証を提供しているか

- やどかりの連帯保証提供システムの最大の特徴は『支援者』を配置することにあります
- 地域で福祉に携わっている方々に『支援者』となっただき、利用者の見守りや継続的支援を行ってもらうことで、やどかりが『連帯保証』の提供を行います
- これを、
地域ふくし連携型
連帯保証提供事業
(地域ふくし連帯保証)
と呼んでいます



どんな方が利用しているか

- 利用者は設立の経緯から、障がい者・生活困窮者が多い
- 2017年度に居住支援法人の指定を受け、高齢者も支援の対象に加えた。今後は高齢者が増加するだろうことが予想される

利用者数（2021年3月末現在）

障がい者	生活困窮者	高齢者	ホームレス生活者	刑余者	児童養護施設退所者	ひとり親、子育て世帯	DV被害者	合計
160	16	38	54	5	0	1	2	276

相談件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	相談日数	13	30	30	31	31	30	22	19	23	19	18	23	289
	相談総件数	27	25	30	32	31	30	35	27	18	26	22	34	337
	相談件数(新規)	22	23	29	30	26	22	32	25	15	25	22	31	302
	相談件数(継続)	5	2	1	2	5	8	3	2	3	1	0	3	35
	(内、フリーダイヤル着信)	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5
	(内、コロナ感染症関連)	0	2	4	2	3	3	2	1	1	3	0	0	21
性別	男性	24	17	22	15	17	22	18	18	9	13	12	15	202
	女性	3	5	5	15	9	8	14	7	7	11	7	14	105
	不明	0	3	3	2	5	0	3	0	2	2	3	5	28
連絡者	賃借人	13	12	13	16	15	14	15	10	7	10	7	18	150
	代理人	12	9	16	8	13	13	13	12	7	13	9	13	138
	行政	0	3	1	6	1	2	2	3	1	2	1	1	23
	不動産	0	1	0	2	2	0	4	2	1	1	2	2	17
	賃貸人	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	その他	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	3	0	7
受付	電話	26	24	30	30	26	28	35	26	18	26	22	33	324
	来所相談	1	0	0	1	1	2	0	1	0	0	0	1	7
	FAX	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	メール	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4
結果	住宅確保	6	2	8	7	11	6	9	8	6	5	6	9	83
	(内、やどかり利用)	6	2	7	7	11	6	9	8	6	5	6	9	82
	(内、公営住宅)	1	0	1	1	2	3	2	5	2	1	1	4	23

2020年度相談実績表

■ 2017年度から
鹿児島県居住支援協議会の相談窓口を受託
(= 公的な相談窓口)

■ 2018年度
299件
(やどかり利用41件)

■ 2019年度
312件
(やどかり利用68件)

■ 2021年度は、年間400件
ペースで推移中

年々、増加しています！！

「地域ふくし連帯保証」の利用の要件

- 対象者は「住宅確保要配慮者」です
(高齢者, 障害者, 低所得者, ひとり親世帯等)
- 原則として, 『支援者』が必要です。現状は, まだまだ, 支援者が不足しています
- 『支援者』をさがすことは, 原則としては, やどかりの役割ではありません。そのため, 「地域ふくし連帯保証」を利用いただけないケースもあります
- 経済的な「審査」は行いません
- 支援体制について, 安定した生活が送れるかといった視点で「審査」を行います
- 保証の内容は大手の保証会社とほぼ変わりません
- 利用料は2年間で2万円。2年ごとの更新です

支援者ってなに？

- 定義：利用者の日常生活の見守りをする、専門的知識をお持ちの個人や団体
- 『支援者』には法的な責任は生じません。連帯保証人として責任を負うのはあくまでやりです。
- 具体的な実務としては
 - ①利用者と一緒に面談を受ける
 - ②面談時に「支援計画書」を提出
 - ③利用が決定した際には、利用者の日常生活の見守り、及び相談支援を行う
 - ④2年ごとの利用更新の際にも面談・支援計画書の提出
(支援計画書はケアプランの援用可)
 - ⑤利用者に問題が生じた場合には、やりとともに対応

支援者実績団体の一部ご紹介

鹿屋市地域包括支援センター，中種子町地域包括支援センター，知名町地域包括支援センター，鹿児島県北薩地域振興局保健福祉環境部，鹿児島県地域生活定着支援センター，日置市福祉事務所，社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会，社会福祉法人奄美市社会福祉協議会，社会福祉法人南さつま市社会福祉協議会，大隅くらし・しごとサポートセンター，株式会社N・フィールド訪問看護ステーションデューン鹿児島，社会福祉法人たちばな会地域生活支援センターオレンジの里（霧島市），社会福祉法人南恵会，あおぞらケアグループ

市町村や社会福祉協議会等との協定

公営住宅との協定締結		民間団体との協定締結
家賃債務保証法人 指定の要項に基づき 協定締結	やどかりとの協議の もと、協定締結	やどかりとの協議のもと、 協定締結
➤ 鹿児島市 (2020年10月) ➤ さつま町 (2021年2月) ➤ 薩摩川内市 (2021年3月) ➤ 鹿児島県 (協議中)	➤ 瀬戸内町 (2019年10月) ※社協との3者間協定 ➤ 垂水市 (2021年3月) ※社協との3者間協定 ➤ 知名町 (2021年6月) ※社協との3者間協定	➤ あおぞらケアグループ (2019年1月) ➤ 社会福祉法人落穂会 (2019年3月) ※地域を限定した協定締結 ➤ 瀬戸内町社会福祉協議会 (2019年10月) ※自治体との3者間協定 ➤ 済生会鹿児島地域福祉センター (2019年12月) ➤ 社会福祉法人南恵会 (2020年2月) ➤ 鹿屋市社会福祉協議会 (2020年9月) ➤ 薩摩川内市社会福祉協議会 (2021年4月) ➤ 垂水市社会福祉協議会 (2021年5月) ※自治体との3者間協定 ➤ 社会福祉法人たちばな会 住まいサポートセンター霧島 (2021年6月) ➤ 知名町社会福祉協議会 (2021年6月) ※自治体との3者間協定

「地域ふくし連帯保証」のまとめ

- やどかりの居住支援事業の最大の特徴は「地域ふくし連帯保証」です
- 「地域ふくし連帯保証」は、県知事指定の居住支援法人が、居住支援協議会からの委託を受けて相談業務を行い、法に定められた住宅確保要配慮者を対象とし、様々な公的機関と連携して実施している事業です。
- 「連帯保証」というなかなかだれも手を出さないところを担っていますが、同時に、自分だけではなにもできないし、自分だけでやろうとしないと考え、地域福祉の担い手の方々と連携して連帯保証を提供しています
- さらに、多くの福祉関係者・不動産事業者等のみなさまにご協力いただき、可能な限り、多くの住宅確保要配慮者の方々に保証を利用いただきたいと考えています
- 自分だけではできないことを
でもやらないのではなくて
自分だけでやろうとしないで
みんなでやる
小さなNPOでもできる大きな地域福祉
を目指しています

ご理解とご協力のほど
よろしく
お願い申し上げます。

(参考資料 2－1)
NPO法人つながる鹿児島
が取り組む
『身寄り』問題とは

『身寄り』問題とは？

- ▶ 人が自分のことを自分でできなくなるとき、誰が援助するのか？
この問題について、わが国では、多くの場面で「**家族がするのがあたりまえ**」とされていないでしょうか？
赤ちゃんの時、けがをしたとき、病気になったとき、障害を負ったとき、介護が必要になったとき、そして死んだとき、まさに生老病死のすべての場面において「**家族による支援**」が当然とされていないでしょうか？
- ▶ さらに、わが国には、「**連帯保証人**」「**身元引受人**」といった慣習があります。
しかも、**居宅に入居するとき（住居）、病院に入院するとき（医療）、施設に入所するとき（介護）**といったいのちと暮らしに関わる根幹的な部分にこそ「**連帯保証人**」や「**身元引受人**」が必要とされています。
- ▶ そのため、『身寄り』がなく社会的に孤立している人たちが、様々な場面で排除されたり差別されたりしているという問題が生じています
これが『身寄り』問題です。

『身寄り』問題と社会的孤立

『身寄り』問題と「社会的孤立」の問題は、大きく重なり合いますが、違いもあります。

社交的で友人もたくさんいて、社会的に孤立などしていないが『身寄り』はいない。
普段は困らないが、いざ転居・入院といったことになった際に、保証人がいない。

例えばであるが、両親に支援されているひきこもりの方。
社会的に孤立しているが、例えば、入院することになっても、両親が保証人になったりしてくれるので困るわけではない。

『身寄り』がない人

社会的に孤立した人

『身寄り』問題の具体的事例

- ▶ 医療同意をしてくれる『身寄り』がいないため、高齢者が骨折で緊急搬送されたにもかかわらず、手術の開始が大幅に遅れた事例
- ▶ 脳梗塞で入院し、今後は、施設入所が適当であるにもかかわらず、身元引受人になってくれる『身寄り』がいないため、無理に在宅復帰した事例
- ▶ 連帯保証人になってくれる『身寄り』がないため、サウナ暮らしを半年以上続けていた高齢者の事例
- ▶ 機能不全家庭から逃れ、NPOの支援を受けて一人暮らしを始めた高校生が転校手続きをしようとしたところ「親権者の同意」が必要と言われた事例
- ▶ 自立支援ホームで暮らしている18歳が、受験に備えてインフルエンザ予防接種を行おうとしたところ「親権者の同意」がないため接種できなかった事例

家族がいること、『身寄り』がいることが当たり前の前提となった社会で
高齢者の権利が侵害され
若者の将来の可能性が著しく削られている

『身寄り』がないことによる課題

『身寄り』問題は、新たな問題であるだけに、ばくぜんとしていて、解決困難に感じられます。

しかし、解決すべき明確な課題が4つあります。

- ①連帯保証
- ②医療決定
- ③金銭管理
- ④死後対応

この4つの課題（ニーズ）があることは明らかであり、それぞれに、はっきりとした解決方法を構築していく必要があります。

現状は、こうした課題があることに**みんなが気づいている**にもかかわらず、「誰かが解決してくれるのではないか」と「**お見合い**」状態になっていると感じられます。

厚生労働省 社会福祉推進事業 ① （平成30年度）

▶ 採択テーマ

平成30年度社会福祉推進事業（一般テーマ）テーマ番号2
生活困窮者自立支援制度の推進に関する調査研究事業

▶ 事業名

『身寄り』のない生活困窮者に対する支援手法に関する調査研究事業

▶ 事業概要

身寄りがなく、社会的なつながりがない生活困窮者における、①連帯保証・身元引受人、②医療決定、③金銭管理、④死後対応、といった視点での課題・支援方策について調査を行う

▶ 事業内容

1. 『身寄り』のない人に対しての支援課題に関する実態調査（アンケート調査）
 - （1）自立相談支援機関への調査
 - （2）地域包括支援センターへの調査
 - （3）支援団体への調査
2. 先進事例調査（ヒアリング調査）
3. 検討委員会
4. 報告書・事例集とりまとめ

厚生労働省 社会福祉推進事業 ② （令和元年度）

▶ 採択テーマ

令和元年度社会福祉推進事業

その他個別課題に関連すると認められる先駆的・試行的調査研究事業

▶ 事業名

『身寄り』のない生活困窮者及び若者に対する支援事例に関する調査研究事業

▶ 事業概要

『身寄り』のない生活困窮者及び子ども・若者に対する支援に関する具体的な支援事例を収集し、問題を分析し、普及すべき取組みを取り上げていくための調査研究事業

▶ 事業内容

1. 全国の事例を収集

（連帯保証，医療決定，金銭管理，死後対応といったニーズ対応を意識しつつも，総合的に地域共生社会づくりに取り組む中で『身寄り』問題を包含している取組みにも注目）

2. 検討委員会

3. 報告書・事例集とりまとめ

厚生労働省 社会福祉推進事業 ③ (令和2年度)

- ▶ 採択テーマ
令和元年度社会福祉推進事業
その他個別課題に関連すると認められる先駆的・試行的調査研究事業
- ▶ 事業名
『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業
- ▶ 事業概要
『身寄り』のない人が、『身寄り』がある人と同じように地域で生活していけるようにするための地域づくりに資する「手引き」を作成する。
- ▶ 事業内容
「身寄りの有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりの手引き
～地域のガイドラインと組織のマニュアル作りをとおして～」
こんにちの状況下において、効率よく『身寄り』問題に取り組むためには
 1. 地域全体での「ガイドライン」づくり
 2. 個々の相談支援機関・病院・施設等での「マニュアル」づくりの双方を進めていくことを推奨している。

厚生労働省社会福祉推進事業の成果

- ▶ 各種相談支援機関において、『身寄り』問題が存することが明らかになった
（８割以上の相談支援機関が、『身寄り』のない方からの相談があると回答し、その８割以上が、『身寄り』がない方からの相談は困難と回答）
- ▶ 成年後見制度が『身寄り』の代替として利用されていることが明らかになった
- ▶ 『身寄り』問題に取り組む動きが各地に存することが明らかになった
- ▶ ①連帯保証②医療決定③金銭管理④死後対応・・・それぞれのピースは出そろいつつある
でも、総合的に『身寄り』問題に取り組んでいるところはまだまだ少ない
- ▶ 『身寄り』問題が高齢者のみならず、若者においても重要な問題であり、これに対応する社会資源が非常に乏しい実態が明らかになった
- ▶ 「家族による支援」のとらえ直しが必要であることが明らかになった
- ▶ 『身寄り』がないは、例外ではなく、もはや「第二のスタンダード」である
- ▶ 『身寄り』問題は、地域共生社会づくりの文脈の中で、地域全体での取り組みが必要である
- ▶ 『身寄り』問題の解決には、「当事者」「事業者」「支援者」三位一体の取り組みが必要である
- ▶ 『身寄り』問題解決に向けた一定の方向性が示された
～地域のガイドラインと組織のマニュアル作りをとおして行う地域づくり～

家族による支援(家族機能)のとらえなおし ①

『身寄り』で困っていない

- ・親族の意向を気にせず、退院・退所できる
- ・親族の意向を気にせず、医療決定ができる

世の中の前提
理想
期待される姿
(ときに、幻想)

『身寄り』
問題

- ・虐待
- ・ネグレクト
- ・共依存
- ・親族の反対で退院・退所できない
- ・恣意的な医療決定

『身寄り』で困っている

『身寄り』問題は、実は「家族による支援(家族機能)」のとらえなおしの一事象。

『身寄り』があるから困っている場合だってある。

『身寄り』がないから、困らないことだってある。

家族による支援（家族機能）の役割や位置づけを、地域や支援者の役割とともに、とらえなおす必要があるのではないか？

我が国において、孤独・孤立が深まっている理由は「家族頼み」だったからではないか？

【並列化】

家族による
支援

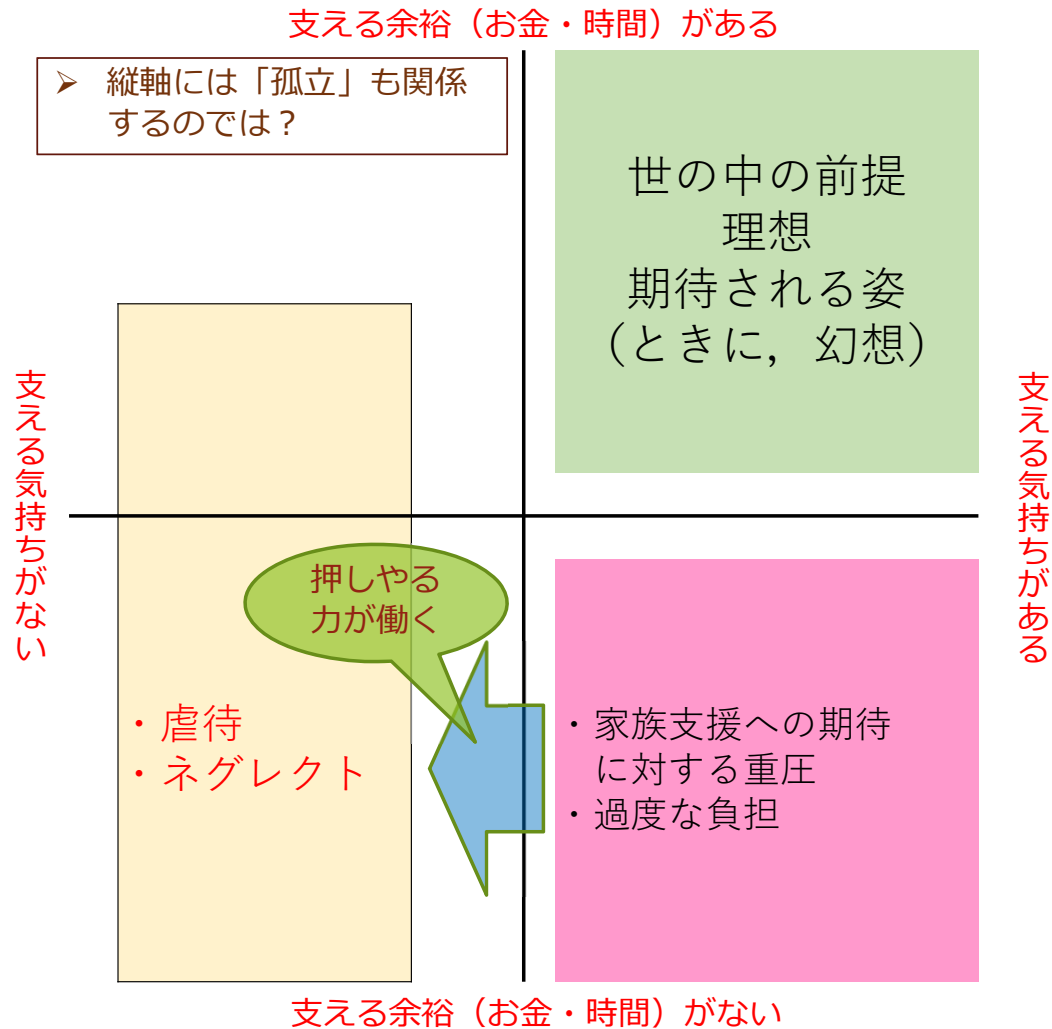
地域による
支援

社会による
支援
(社会保障)

『身寄り』
がない

『身寄り』
がある

家族による支援(家族機能)のとらえなおし ②



家族による支援があたり前とされる社会で、支援する側の家族は、さらに、「お金」と「時間」という「余裕」があることが「あたり前」とされる。

家族による支援(家族機能)をとらえなおさなければ、家族への期待に押しつぶされる家族を生み出すのではないか？

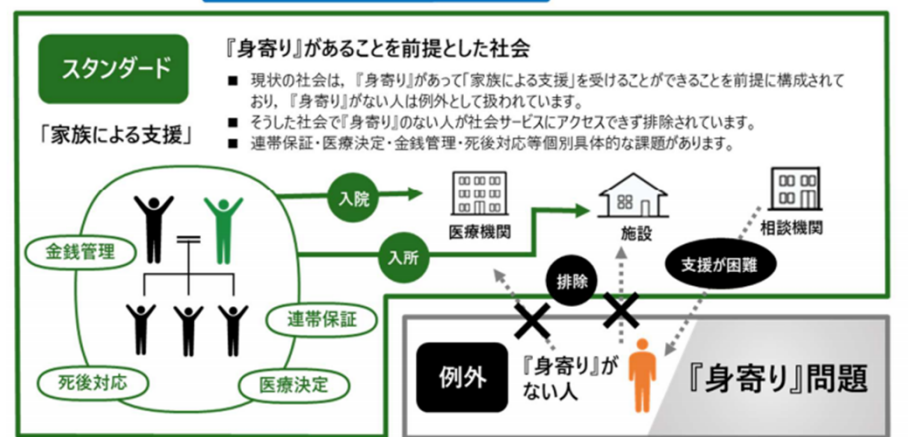
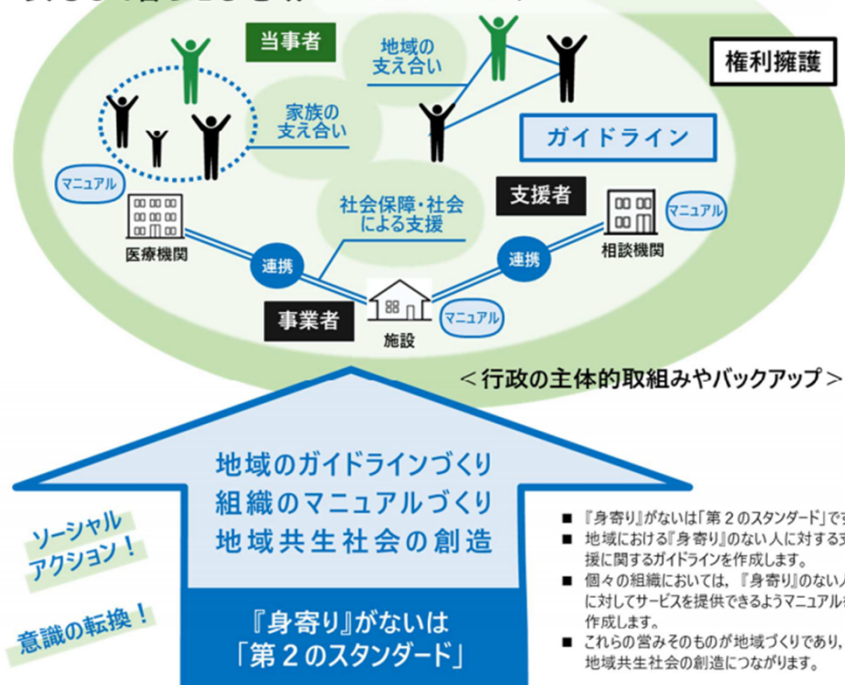
支える力のない家族に支えることを求めることが虐待の増加などにつながっていないか？

健全な家族間の支えあいを守るためにも、「押し付け」ではなく、家族による支援(家族機能)のとらえなおしが必要ではないか？

いまや家族は
「荷を積みすぎた箱舟」

『身寄り』が
あってもなくても
安心して暮らせる地域

- 当事者、事業者、支援者による「三位一体」の取組みを展開します。
- 家族、地域、社会がそれぞれの役割を担って個人を支えます。
- 行政の主体的取組みやバックアップが求められます。
- これらは『身寄り』の有無にかかわらず安心して暮らせる地域を創造する権利擁護の取組みです。



『身寄り』問題の解決に向けて

- ▶ 『身寄り』がないはすでにスタンダード
「例外」ではなく「第2のスタンダード」ととらえる
意識転換が必要
- ▶ 『身寄り』のない当事者自身が、地域とつながり、
支えあい助けあいを実践する
cf：鹿児島ゆくさの会
- ▶ 地域全体で、『身寄り』がないひとをどのように支
えるかを検討し「地域ガイドライン」を作成
cf：「魚沼市における身寄りのない人への支援に関す
るガイドライン」 等
- ▶ 相談機関・医療機関・介護施設等は、それぞれに
『身寄り』がないひとをどのように受け入れるかを
検討し「マニュアル」を作成
cf：江南厚生病院（愛知県） 等

ピースは揃いました！
当事者，事業者，支援者，行政，それぞれの主体的行動
が求められています